

藤沢市個人情報保護審査会答申第 12 号

2003 年 11 月 25 日

藤沢市長 山本 捷雄 様

藤沢市個人情報保護審査会

会長 青柳 義朗

個人情報の開示等の請求に対する不存在決定に関する  
異議申立てについて（答申）

2003 年（平成 15 年）5 月 8 日付けで諮問された「個人情報の開示等の請求に対する不存在決定」に関する異議申立てについて、次のとおり答申します。

#### 1. 審査会の結論

藤沢市長が異議申立人に係る「平成 11 年 1 月 22 日から同年 3 月 17 日までの期間と、平成 11 年 5 月 18 日から平成 15 年 3 月 19 日までの期間」の①印鑑登録の事実の有無 ②印鑑登録手帳（番号入る）に基づいた印鑑登録証明書の交付事実の有無 ③印鑑登録廃止の事実の有無（以下①から③までを「本件対象情報」という。）についての個人情報開示等の請求に対し、不存在を理由として 2003 年（平成 15 年）3 月 25 日付けでした決定は、妥当である。

## 2. 本件諮問までの経過

- (1) 異議申立人は、2003年（平成15年）3月19日付けで、藤沢市長に対し、当該異議申立人に係る本件対象情報について、藤沢市個人情報保護条例（平成8年藤沢市条例第15号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定により、個人情報開示等の請求を行った。
- (2) 藤沢市長は、同年3月25日付けで、異議申立人に対し、情報の不存在を理由とする拒否の決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 異議申立人は、同年5月3日付けで、藤沢市長に対し、情報の不存在を理由とする本件処分の調べ直しを求める異議申立てを行った。
- (4) 藤沢市長は、同年5月8日付けで、条例第20条第2項の規定により、本件処分について藤沢市個人情報保護審査会に諮問した。

## 3. 異議申立人の主張要旨

2003年（平成15年）7月25日に異議申立人からの意見聴取を予定していたが、当該異議申立人の出席がなく意見聴取をすることができなかつたため、すでに異議申立人から藤沢市長に対して提出された個人情報開示等請求書により、当該異議申立人の主張を整理すると次の3点に要約される。

- ① 平成11年1月22日から同年3月17日までの期間と平成11年5月18日

から平成15年3月19日までの期間に異議申立人の印鑑登録の事実があった  
のではないか。

② 上記期間において、印鑑登録手帳（番号入る）に基づいた異議申立人の印  
鑑登録証明書交付の事実があったのではないか。

③ ①の期間において、異議申立人の印鑑登録廃止の事実があったのではない  
か。

#### 4. 実施機関の主張要旨

##### (1) 藤沢市印鑑条例（昭和49年10月1日施行）

藤沢市印鑑条例（以下「同条例」という。）第4条で印鑑登録の申請につい  
て、同条例第5条で本人等の確認について以下のとおり規定している。

① 登録申請書に登録を受けようとする印章を添えて自ら市長に提出する。

② 登録を受けようとする者が病気その他やむを得ない理由により自ら申請  
することが出来ない場合は①に規定する手続きのほか、登録を受けよう  
とする者が署名し、又登録を受けようとする印章を押した委任の事実を証す  
る書面を提出しなければならない。

③ 申請者が本人であることおよび当該申請が本人の意思に基づくことの  
確認のために、官公署又は法人が発行する身分を証するに足る書類（本人

の写真の貼ってあるものに限る。) で規則で定めるものの提示を受けること、又はすでに印鑑登録を受けている者によって登録申請者が本人であることを保証して署名し、かつ、当該登録を受けている印章を押した印鑑登録申請書の提示を受けること、又は文書による照会により回答書及び登録を受けようとする印章を持参させることとなっている。

## (2) 実施機関の手続き

- ① 本人が申請する場合には、印鑑登録申請書に登録を受けようとする印章を添えて市長に対して提出する。
- ② この場合の本人確認は、次のいずれかの方法で行う。
  - ア 顔写真付身分証明書
  - イ 保証人登録
  - ウ 文書照会
- ③ 代理人による申請の場合に本人の意思に基づくものであることの確認は、委任状と既に印鑑登録を受けている者によって当該申請が本人の意思に基づくものであることを保証して署名し、かつ、当該登録を受けている印章を押した印鑑登録申請書の提出を市長が受けてするものとする。保証人を付することができない場合は文書照会により、市長は本人自宅へ配達証明郵便を送付し、当該登録申請のあった日から起算して 30 日以内にその

回答書及び登録を受けようとする印章とともに持参させることにより行う。

### (3) 実施機関の主張要旨

- ① 上記印鑑登録申請書の保存期間は、藤沢市行政文書取扱規程（以下「規程」という。）に基づき 5 年であるが、異議申立人本人又は異議申立人の代理人による印鑑登録申請書は存在しない。
- ② 印鑑登録を受けている者が印鑑登録証明を受けようとするときは、印鑑登録証明書交付申請書に印鑑登録証を添えて市長に対して申請しなければならない（同条例第 13 条）。この申請書の保存期間も規程により 5 年であるが、異議申立人に係る印鑑登録証明書交付申請書は存在しない。
- ③ 印鑑登録の廃止を希望する場合、印鑑の登録を受けている者は印鑑登録廃止届出書に、登録を受けている印章及び印鑑登録証を添えて市長に対して届け出なければならない（同条例第 11 条）。この届出書の保存期間も規程により 5 年であるが、異議申立人に係る届出書は存在しない。

## 5. 審査会の判断理由

- (1) 藤沢市が、昭和 49 年 10 月 1 日に施行した藤沢市印鑑条例は、藤沢市民の印鑑登録及び証明について、市民の権利を守るために必要な事項を定めたものである。昭和 32 年に施行され、昭和 49 年 6 月 20 日に全面改正され、

同年 10 月 1 日に施行された同条例は、印鑑登録の申請や廃止、印鑑登録証明書  
の発行などについて細かく規定され、市民がその権利を侵害されること  
のないよう配慮がなされていると考える。

- (2) 異議申立人に係る本件対象情報に関しては、藤沢市印鑑条例に基づき当  
該異議申立人本人又は当該異議申立人の代理人が、藤沢市長に対して提出  
した申請書が存在するかどうかによって判断されるため、当該異議申立人  
が主張する①印鑑登録の事実は、その印鑑登録申請書の不存在によって、  
無かったものと判断される。①が不存在である以上、②印鑑登録証明書交  
付の事実、③印鑑登録廃止の事実も当然ながら不存在である。

以上から、藤沢市長が本件対象情報につき、不存在を理由に開示を拒否  
する処分を行ったことには理由があり、妥当である。

以 上

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
2003. 5. 8	諮問
2003. 5. 9	審査会から市長に請求拒否理由説明書の提出要請
2003. 5. 30	市長から審査会へ請求拒否理由説明書の提出
2003. 6. 4	審査会から異議申立人に理由説明書の写しを送付し、説明書に対する意見書の提出を要請
2003. 7. 18	審査会から異議申立人及び実施機関に対し、意見聴取のため審査会への出席を要請
2003. 7. 30	実施機関からの意見聴取
2003. 8. 27	審議
2003. 9. 29	審議
2003. 10. 31	審議
2003. 11. 25	答申